

綾部都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成16年5月

京都府

《目 次》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 3
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 4
4	都市施設の方針	・ ・ ・ ・ 7
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ 10
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ 11
付	図	

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、広域的には京都府北部と京阪神を結ぶ交通の要衝として、また、区域を貫流する由良川をはじめとする豊かな自然環境を有し、自然的特性を活かした製糸業を中心とする「蚕都」として発展してきた。

近年、近畿自動車道敦賀線、京都縦貫自動車道、JR山陰本線の複線化等の広域交通網の整備が進捗し、京阪神大都市圏との時間距離の短縮や隣接都市との一層の連携強化が図られてきており、広域交通網の結節点である立地条件を活かした、生産・物流拠点を担う北近畿の中核都市として立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては環日本海時代の北近畿交流都市圏の中核都市として、農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある都市の形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを図る。

- 広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり
- 他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり
- 都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり
- 公共交通機関を活かして、都市の中心性を高め、機能的な都市活動ができるコンパクトな都市づくり
- 中心市街地の賑わいと活力基盤のある都市づくり
- だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境のある都市づくり
- 地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり
- 環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり
- 情報化、国際化の進展に対応できる交流拠点のある都市づくり
- 住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり
- 自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、区域の大半を山林が占め、区域を横断する由良川沿いの平地部に市街地及び農地が形成されている。市街地は、JR綾部駅周辺を中心として、国道27号及び府道福知山綾部線沿いにコンパクトに形成されている。

近年、広域交通網の整備及び結節点である立地条件を活かして、計画的な工業団地等の整備が進められてきており、さらなる産業機能の集積が期待される。

一方、中心市街地においては、少子高齢化などの社会構造の変化に伴う人口減少等による活力低下が進んでおり、地域の活性化が必要である。また、市街化調整区域における既存集落のコミュニティの維持及び活性化も必要とされ、自然環境などの保全に配慮しつつ、地域の実情に合わせた活力あるまちづくりが必要となっている。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

広域交通網と工業集積を活かした産業拠点都市

近畿自動車道敦賀線や京都縦貫自動車道等の整備による広域交通網の結節点としての利便性と、綾部工業団地と綾部市住宅・工業団地等の産業基盤を活かして、更なる工業集積等を促進し、活力ある産業拠点都市の形成を目指す。

基盤整備を活かした中心市街地の再生

鉄道網の主要な結節点であるＪＲ綾部駅の周辺整備や、道路・下水道などの生活基盤の改善を活かし、商業・業務機能の向上や既存商店街の活性化を図り、魅力ある中心市街地の再生を目指す。

地域資源を活かした交流都市

由良川、里山などの豊かな自然環境や景観、私市円山古墳など歴史・文化にふれあえることが、本都市の特性であり魅力であることから、これらの保全を図る。また、これらの地域資源を活かして、他都市との観光・レクリエーション等による交流を促進することにより、農山村地域の活力あるまちづくりや定住化を促進する。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・ 今後は人口の著しい増加は予想されないが、世帯数及び産業出荷額等の増加が予想されるとともに、市街地内においては市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・ 今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・ 本区域の市街地を取り囲む自然環境は、重要な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成12年	平成27年
都市計画区域内人口	35.6千人	おおむね35.1千人
市街化区域内人口	17.5千人	おおむね17.7千人

産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成12年	平成27年
生産規模	工業出荷額	1,099億円	1,182億円
	卸小売販売額	586億円	587億円
就業構造	第1次産業	2.4千人(13.0%)	1.8千人(12.3%)
	第2次産業	7.0千人(37.8%)	5.7千人(39.1%)
	第3次産業	9.1千人(49.2%)	7.1千人(48.6%)

市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成27年
市街化区域面積	740ha

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

業務地（官公庁施設）

川糸町及び若竹町を中心とする地区を本区域における中心業務地とし、官公庁及び一般業務施設の集積を促進し、業務機能を高める。

商業地

商店、娯楽施設等の集積が多く見られるＪＲ綾部駅南周辺及び西町を中心とする既成市街地を商業地として商業機能の充実を図る。また、ＪＲ綾部駅北の周辺に商業・業務機能の配置を検討する。

工業地

綾部工業団地、綾部市工業団地、井倉町、青野町、下八田町の国道２７号沿道及び味方地区に工業地の配置を図る。

住宅地

ＪＲ綾部駅南の商業地を取り巻く既成市街地や府道福知山綾部線沿いの市街地、並びに、青野地区、上延地区及び桜が丘団地に住宅地を配置する。

(2) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

用途 \ 区域	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	川糸町及び若竹町周辺	
商業地	ＪＲ綾部駅南周辺、西町	
工業地		綾部工業団地、綾部市工業団地、井倉町、下八田町、味方地区
住宅地		大島町、上延町、岡町、宮代町、神宮寺町、田町、青野町、上野町、味方町、井倉新町、桜が丘団地

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住宅マスタープラン等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢化社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティ

一の実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区分	住区分の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	小学校区等日常生活圏を単位とする。	中心市街地 岡町、宮代町神宮寺町、上野町、味方町	面的整備等により、幹線道路等の公共施設の整備を進め、住環境の改善を図る。
市進街行化地域		大島町、上延町、寺町、青野町、味方町、下八田町、井倉新町	土地区画整理事業や民間の宅地開発により、面的整備を図るとともに、関連する公共施設の整備を推進し、良好な住環境の形成を図る。
新市街地		下八田町 淵垣町 桜が丘団地	地区計画、土地区画整理事業等により、面的整備を図り、良好な住環境の住宅地開発を誘導する。

(4) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

土地の高度利用に関する方針

J R 綾部駅南周辺、西町等の商業・業務地区においては、商業・業務施設の高度利用を図るものとする。また、J R 山陰本線の複線化やJ R 綾部駅周辺整備等にともない、元国鉄清算事業団用地を中心に商業・業務施設の立地促進を図るものとする。

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既成市街地内の住・工混在地区については、工場の適正な配置を誘導し、居住環境の改善に努める。

また、都市活動の増進のために、商業・業務機能が集積する駅周辺地区においては、まちづくり等の計画に応じて、居住や交流機能などの用途の複合化を図る。

居住環境の改善又は維持に関する方針

木造建物が密集し公共施設の整備が必要な地区については、道路・公園等の整備を推進し、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

また、防犯機能の向上のため、都市施設の整備や地区計画等の活用により、地域コミュニティの維持・形成に配慮した空間の創出に努める。

市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内における加迫神社、本宮山等の歴史遺産の周辺は、自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、地域制緑地の指定等によりこれらの保全を検討する。

また、綾部市住宅・工業団地等の周辺においては、緩衝緑地の配置や工業団地周辺の自然の保全を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

優良な農地との健全な調和に関する方針

由良川、犀川、八田川及び小呂川の流域は農業振興地域として、基盤整備等の農業投資が積極的に行われている。今後、さらに農業振興地域の農用地区域であるそれらの集团的優良農地等については、その保全に努め、農業生産基盤の整備を推進する。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

由良川及び八田川沿川に広がる農地等は、防災上の観点から保全する。また、周辺の山地についても、開発を抑制するなど防災上重要な緑地として保全に努める。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

久田山及び井根山、四尾山、甲ヶ岳周辺は、市街地を取り囲むように位置し、住民に憩いを与え、その存在、機能は市街地周辺部を流れる由良川とともに、都市環境上極めて良好な風致景観を備えた自然地として位置付けられるため、積極的にその保全に努める。

また、地域森林計画対象森林は、適正な保全に努める。

既存集落の活力維持、回復に関する方針

少子高齢化の進展などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている既存集落においては、農林漁業との調整・連携を図り、周辺環境との調和に配慮した適切な土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

基本方針

広域交通網と工業集積を活かした産業拠点都市の形成を目指し、近畿自動車道敦賀線や京都縦貫自動車道等の利用により、京阪神大都市圏との交流を図るとともに、(都)綾部舞鶴線等幹線道路の整備を進める。

基盤整備を活かした中心市街地の再生を目指し、沿道利用を誘導させるため、(都)綾部福知山線等の整備を進める。

地域資源を活かした交流都市を目指して、自然、文化、観光拠点へのアクセス道路として府道舞鶴綾部福知山線等の整備を進める。

また、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図るとともに、これらの施設整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち市街化区域内の幹線街路(27.1km)について、
現況(平成12年) 整備済み延長 14.1km 整備率 52%であるが、
平成27年には、約65%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
整備率	52%	約65%

整備方針

ア 道路

広域幹線道路としては、近畿自動車道敦賀線、京都縦貫自動車道の整備促進を図る。

幹線道路としては、府道舞鶴綾部福知山線、府道淵垣上八田線、(都)綾部福知山線、(都)綾部舞鶴線の整備を進める。

イ 鉄道

JR山陰本線(園部以北)の複線化及び舞鶴線等の利便性の向上を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	近畿自動車道敦賀線、京都縦貫自動車道、府道舞鶴綾部福知山線、府道淵垣上八田線、(都)綾部福知山線、(都)綾部吉美線、(都)綾部舞鶴線、(都)新宮位田線、(都)本宮豊里線、市道高津小貝線

(都)：都市計画道路を表す。

イ 鉄道

路線名	備考
J R 山陰本線	園部以北の複線化

(2) 下水道

基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、綾部市水洗化総合計画に基づき下水道の整備を図る。

なお、污水处理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

整備水準

排水区域約824ha、計画汚水量約19,800m³/日（日最大）を目途に整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

污水处理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	24%	75%

*普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

整備方針

綾部浄化センターの整備と公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道 (汚水)	公共下水道事業	綾部市	綾部処理区

(3) 河川

基本方針

災害に強く環境に配慮したまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて、河川環境の整備と保全に努める。

整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、既成市街地及び既存集落の浸水防止上、重要な河川を中心に整備を図るとともに、河川改修に合わせた流出抑制対策を講じる。ただし、由良川直轄区間では、昭和57年8月の台風10号規模の降雨に対して災害発生の防止や軽減を図ることを目標としている。

整備方針

本区域は、由良川が地区の中心部を流下しており、地区内の河川がこれに流入している。由良川の整備、また犀川等の改修整備をするとともに、流域のもつ保水機能の維持・確保を図り総合的な治水対策を進める。

また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしているため、親水性に配慮した河川整備事業により、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を進める。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業	一級河川 由良川、犀川

(4) その他の都市施設

基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

ごみの減量化、リサイクルの推進により環境負荷の低減を図るとともに、新たな環境課題に対応するため、処理機能の向上を検討する。さらに、処理の広域化についても周辺市町と連携しながら検討を行う。

また、本格的な少子・高齢社会を迎える中で、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

整備方針

ア ごみ処理施設

既存処理施設について、リサイクル・環境負荷の少ない処理方式等の機能の維持・増進を図りつつ、処理の広域化を課題とした検討を行う。

イ 学校

市街地開発の進行を見据える中、少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性について、その統廃合も含めた検討を行うとともに、高齢化社会等に対応した施設・機能の多機能化を検討する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、京都府北部の中核都市の一つとして、また京都府北部地域の玄関口にふさわしい、計画的な都市基盤の整備と良好な住宅環境、産業基盤整備に努める。

J R 綾部駅周辺においては、交通結節点としての公共施設の整備が進められていることから、都市機能の集約化を図るため、地区計画等による適正な土地利用と高度利用を推進する。

また、空洞化の進む中心市街地の活性化を図るため、公共施設の整備や地区計画の活用により、個性的で、安心・安全なまちづくりを推進する。

さらに、幹線道路沿いにおいてスプロール的に開発が進んだ地区においても、地区計画の活用による適正な土地利用の促進や、土地区画整理事業等の面的整備事業により、計画的な都市基盤整備を推進する。

(2) 整備方針

市街化進行地域・新市街地

本区域と福知山を結ぶ幹線道路沿いの未利用地を有する地区や公共施設の整備が必要な地区については、土地区画整理事業を推進するほか、既に計画的な市街地整備が進行中の区域とともに、地区計画等の活用により良好な市街地の形成を図る。

既成市街地

空洞化が進み老朽木造住宅が密集する既成市街地において、J R 綾部駅周辺や幹線道路との連続性を考慮しつつ、地区計画の活用や道路・公園等の整備により、計画的な基盤整備を推進し、個性的でかつ防災機能を向上することによる安全で安心なまちづくりを推進する。

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい個性ある風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、京都府が今日的課題として抱えている地球環境問題、少子化・高齢化への対応といった視点も踏まえ、次の5つの基本方針に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいのあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「由良川等の快適な親水空間の創出と、北近畿の中核都市としてのみどり豊かな都市景観の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	将来市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約110ha	約15%	約3,600ha	約18%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口	38.0㎡/人	51.6㎡/人
1人当たり整備面積 ()	(13.6㎡/人)	(19.4㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。

市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。

スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。近畿自然歩道等の自然歩道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

うるおいのある風景を形成する森林や河川等、水とみどりの自然景観を保全する。

市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

水とみどりの骨格となる森林や河川等、多様な自然環境の保全を図る。

貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。

市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

渓谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための施策の方針の概要

人と自然が共生できる、安全で快適な環境を保全・創出し、さらに次の世代に引き継いでいくために、以下の4つの方向から、府民と行政が手を携えた人と水とみどりの共生できる環境づくりを目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する
- ・自然環境、自然景観を保全する
- ・都市の緑化を推進する
- ・水とみどりのネットワークを形成する

公園緑地の配置方針の概要

種 類	種 別	配 置 方 針 の 概 要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住するものが容易に利用できるように約2haの整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	レクリエーション活動、憩いや散策、自然観察等、市民の多様な利用に対応できる施設として、約12haを配置する。
	運動公園	綾部総合運動公園の整備を促進し、既存の東綾公園とともに約29haを配置する。

地域制緑地の指定方針の概要

地 区 の 種 別	指 定 方 針 の 概 要
緑地保全地区	市街地内あるいは、その周辺に隣接する本宮山、加迫神社等の樹林地は優れた自然環境を有するとともに、都市のランドマークともなっており、緑地保全地区による保全を検討する。
風致地区	市街地に隣接する久田山、四尾山、甲ヶ岳等の樹林地は良好な自然環境を有するとともに、都市の外郭を形成しており、風致地区の指定による保全を検討する。
条例等によるもの	市街地周辺の樹林地や区域を貫流する由良川河畔一帯は、本区域特有の景観を構成しており、緑地として条例等により保全を検討する。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等
施設緑地	都市基幹公園 紫水ヶ丘公園 綾部総合運動公園